

空家相談窓口を開設しております

・・・『空家』に関することは何でもお気軽にご相談ください！！・・・

☆売れる？ ☆貸せる？
☆空家になりそうだけど・・・
どうやって管理していけばいいの？



適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要となっています。

現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）しており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年2月26日に施行されました。

「空家等」とは

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

「特定空家等」とは

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。



☆空家の管理

☆空家の住宅診断

☆空家の利活用

☆空家の売買

☆空家の解体

などお気軽にご相談ください！

【空家相談窓口開設について】

(公社)全日本不動産協会愛知県本部は、空家を所有および管理している皆さまが抱える様々な問題について、また、空き家の適正管理や活用(賃貸・売買)若しくは解体に至るまでの様々な問題についての相談をお電話にて無料で受け付ける空家相談窓口を開設致しました。

法律関係や税に関するご相談につきましては、専門家団体をご紹介いたします。まずはお気軽にお問合せください。



愛知県本部所属会員(宅地建物取引業者)が皆さまのご相談に対応いたします。

担当	区 域
名東	千種区、名東区、守山区、瀬戸市、尾張旭市、長久手市
名西	中村区、中川区、港区、一宮市、稲沢市、津島市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村
名南	昭和区、瑞穂区、南区、緑区、天白区、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛知郡東郷町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡南知多町、知多郡美浜町、知多郡武豊町
名北	東区、北区、西区
中央	中区、熱田区
尾張	春日井市、犬山市、小牧市、岩倉市、江南市、北名古屋市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、西春日井郡豊山町
三河	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、額田郡幸田町、みよし市、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村



公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部

〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目27番14号 朝日生命名古屋栄ビル4階

☎ (052) 243-9339
(空家相談窓口専用ダイヤル)

<http://aichi.zennichi.or.jp/>

土日祝日・愛知県本部休業日を除く 午前10時から午後4時まで電話を受付ます